

【資料1】

日本科学未来館 1階ミュージアムショップ運営業務

事業者 公募要領

(平成25年12月～平成30年10月分)

平成25年8月

独立行政法人科学技術振興機構

日本科学未来館

日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務 事業者 公募要領

1. 公募事業の名称

「日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務」

2. 公募の概要

独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。） 日本科学未来館（以下「未来館」という。） 1 階ミュージアムショップ（以下「ショップ」という。）を運営し、未来館の利用者にミュージアムグッズ等の販売を通じ、先端の科学を身近に感じる機会を創出すると共に、ショッピングを楽しめる空間を提供するショップの事業者（以下「事業者」という。）を募集します。事業者は、ショップの運営を行う能力があり、運営を行うことを希望する者から提案された内容を総合的に審査して選定します。

3. 公募事業の内容

(1) 事業の内容等

売上は事業者には帰属し、運営に要する一切の経費は事業者の負担とします。

詳細は、【資料 2】「日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務事業者の公募に係る仕様書」のとおりです。

(2) 契約期間

- 平成 25 年 12 月 1 日から平成 30 年 10 月 31 日までを契約期間とする【資料 5】「定期建物賃貸借契約書」を締結していただく予定です。
- 定期賃貸借契約であるため、契約の更新は予定しておりません。

4. 使用料

事業者は、未来館に対してショップ使用料を支払っていただきます。

使用料（月額）は「分担金」および「売上見合使用料」とし、分担金は平成 25 年度月額 52,586 円（消費税等抜。毎年度、前年度の固定資産税および都市計画税により変動します。）とし、売上見合使用料については、参加者の提案事項による金額とします。

5. 募集および選定の方法

参加資格を有する者から、使用料の提案額や運営内容等を企画した提案書（以下「提案書」という。）を提出していただき、使用料の額、サービスの内容や安全性等を総合的に審査して決定します。

詳細は、7. の「公募手続等に関する事項」および 8. の「事業実施予定者の選定方法等に関する事項」のとおりです。

【公募スケジュール】

スケジュール	未来館(募集者)	公募参加者
平成 25 年 8 月 26 日(月)	募集開始 (HP 掲載)	
	↓	
9 月 2 日(月)	説明会申込期限	説明会申込 ↓
	↓	
9 月 3 日(火)	公募説明会 (現地)	説明会参加
	↓	質問票作成・提出
9 月 5 日(木)	質問票の提出期限	↓
	↓	参加希望届の作成・提出
9 月 9 日(月)	質問に対する回答	↓
	↓	
9 月 11 日(水)	参加希望届提出期限	
	↓	提案書等の作成・提出
9 月 20 日(金)	提案書等の提出期限	↓
	↓	
9 月 30 日(月)頃	第 1 次審査 (書類審査・結果通知)	第 1 次審査結果通知受領
	↓	プレゼンテーション実施
10 月 4 日(金)頃	第 2 次審査 (委員会開催・プレゼン)	↓
	↓	
10 月 11 日(金)頃	結果通知	第 2 次審査結果通知受領
	↓	
10 月下旬頃	契約	契約

6. 担当機関

- (1) 名称 日本科学未来館 運営事業部施設運営課 テナント委員会事務局
〒135-0064 東京都江東区青海二丁目 3 番 6 号
- (2) 電話 03-3570-9253 FAX 03-3570-9150
E-mail tenant2@miraikan.jst.go.jp

7. 公募手続等に関する事項

- (1) 使用する言語、通貨および単位
- ① 言語：日本語
- ② 通貨：日本国通貨

③ 単 位：日本の標準時および計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位

(2) 参加資格

本事業に関する公募参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- a. 法人格を有する団体であること。
- b. 予算決算および会計令第 70 条および第 71 条の規定に該当しない者。
- c. 分担金等の経費負担能力がある者。
- d. 暴力団およびその他の反社会的団体又は、その構成員・関係者でない者。
- e. 所得税等の国税、市民税等の地方税を滞納していない者。
- f. 都内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡、調整等が可能な者であること。
- g. ミュージアムショップ等の運営経験を 3 年以上有する法人であって、十分な業務遂行能力および適正な執行体制を有する者であること。
- h. 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 現地説明会等の開催

① 開催日時：平成 25 年 9 月 3 日(火) 10 時 00 分～

② 開催場所：日本科学未来館 1 階 オリエンテーションルーム 1a
東京都江東区青海二丁目 3 番 6 号

③ 持参書類：説明会当日に、下記【資料 1～4】および【資料 6】を持参してください。同資料は未来館ホームページの「1 階ミュージアムショップ運営業務 事業者公募のお知らせ」に掲載しています。【資料 5】定期建物賃貸借契約書、【資料 7】ショップ図面等については、説明会の際に配付いたします。説明会に参加されず、上記資料をご希望の方は、6. 担当のメールにてご請求ください。

【資料 1】日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務事業者公募要領
※本書

【資料 2】日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務事業者の公募に係る仕様書

【資料 3】日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務事業者の公募に係る提案書等作成要領

【資料 4】日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務事業者の審査基準

【資料 5】定期建物賃貸借契約書（案）

【資料 6】日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ概要

【資料 7】日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ図面等

④ 参加申込：参加を希望する者は、平成 25 年 9 月 2 日(月) 12 時 00 分までに参加社名および参加人数を E-mail により 6. の担当機関へ連絡してください。

⑤ その他：説明会への参加は任意です。参加されなかった場合もこの公募に参加申込は可能です。ただし、設備等、事前に確認していただくことが望ましいため、説

明会には可能な限り、参加してください。

(4) 公募要領等に関する質問の受付

公募要領等に関する質問は、様式集の【様式1】「公募要領等に関する質問票」により、下記のとおり受け付けます。

- ① 受付期間：平成25年8月26日(月)～平成25年9月5日(木)12時00分まで
- ② 受付場所：6. に同じ
- ③ 提出方法：E-mail tenant2@miraikan.jst.go.jp

なお、件名は「日本科学未来館1階ショップ運営業務に関する質問」としてください。

- ④ 回答方法：質問に対する回答は、平成25年9月9日(月)までに参加希望届の連絡先宛に回答します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接にかかわると推測される場合は、質問者に対してのみ回答します。
- ⑤ その他：受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しません。また、質問票以外の方法による問い合わせにも一切応じないので注意してください。

(5) 参加希望届の提出

公募に参加を希望する者は、下記の参加希望届を提出期限までに6. の担当機関に郵送（書留郵便又は特定記録郵便に限る。）により提出してください。

※ 参加希望届の提出のない者の公募参加は認めません。

- ① 必要書類
様式集の【様式2】「参加希望届」
- ② 提出期限：平成25年9月11日(水)17時00分まで

(6) 提案書等の提出

① 提案書等の提出

公募参加者は、次により提案書等を提出してください。

なお、提案は1者1提案に限ります。また、複数の者により共同提案することは認めません。

- ア 提出期限：平成25年9月20日(金)12時00分【提出期限内必着】
- イ 提出方法：郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）とします。
- ウ 提出書類：【資料3】「日本科学未来館1階ミュージアムショップ運営業務事業者の公募に係る提案書等作成要領」による書類。
- エ その他：提出された書類は、期限内の再提出の場合を除き、返却しません。

- ② 提案書の再提出は、上記アの提出期限内に限り認めます。
なお、提案書の部分的な差換えは認めません。
- ③ 提案を取り下げの場合は、様式集の【様式3】「参加辞退届」を6. の担当機関へ提出してください。また、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合も、【様式3】「参加辞退届」を提出してください。

なお、参加辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

④ 参加希望届を提出後、提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなします。

(7) 公正な公募機会の確保

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とします。

- ① 公募参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 公募参加者は、競争を制限する目的で他の公募参加者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ③ 公募参加者は、他の公募参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ④ 公募参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該公募参加者を公募に参加させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- ⑤ その他、公募に関する条件に違反した提案

8. 事業実施予定者の選定方法等に関する事項

(1) 事業実施予定者の選定方法

- ① 審査は、参加資格の確認を行った上で、提案書の評価による第 1 次審査、プレゼンテーションによる第 2 次審査を行うものとし、【資料 4】「日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務事業者の審査基準」に基づき審査を行い、契約の相手方（以下「事業実施予定者」という。）を選定します。
- ② 7. の(2)の参加資格の要件を満たさない者の提案は、審査の対象とはなりません。
- ③ 審査は、「日本科学未来館 1 階ミュージアムショップ運営業務事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。
- ④ 審査結果
事業実施予定者の名称および使用料の公表は行いますが、審査内容については公表しません。
- ⑤ 公募参加者が少数の場合、第 1 次審査は行わず第 2 次審査のみ実施します。変更する場合は、必要事項を公募参加者全員に連絡します。

(2) 第 1 次審査（書類審査）

- ① 全提案の中から優れた提案を 3 件程度選定し、2 次審査の対象とします。提案の総数や提案内容によって、選定数が増減する場合があります。
- ② 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがあります。
ア 日 時：提案書一式提出日から平成 25 年 9 月 30 日(月)まで
イ 方 法：提案書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行います。
- ③ 第 1 次審査の結果は、次のとおり公募参加者ごとに個別に通知します。

ア 通知日：平成 25 年 9 月 30 日(月)頃

イ 方法：提案書に記載された連絡先に電子メール又は郵送にて通知します。

(3) 第 2 次審査

第 1 次審査において選定された提案を対象に、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施します。

- ① 日時および場所：平成 25 年 10 月 4 日(金) 頃 日本科学未来館（予定）
※日時および場所の詳細は、公募参加者ごとに個別に通知します。
- ② プレゼンテーション内容等：1 提案者当たりの所要時間は 20 分以内とし、内訳は次のとおりとします。
 - ◇ プレゼンテーション：10 分程度
 - ◇ 質疑応答：10 分程度
- ③ 出席者：審査会場の入室は 5 名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者としてください。
- ④ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とします。追加提案の説明や追加資料の配布は認めません。提案者の希望があれば、プロジェクター、スクリーンは未来館で用意しますが、パソコン等については提案者で用意してください。
なお、正当な理由なく、参加しなかった者の提案は辞退として扱います。

(4) 契約の相手方の選定

- ① 選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した者を事業実施予定者として選定し、社名等を公表します。
- ② 選定結果は、次のとおり公募参加者ごとに個別に通知します。この場合、審査の過程や内容等については、公表しません。

ア 通知日：平成 25 年 10 月 11 日(金) 頃

イ 方法：提案書に記載された連絡先に書面にて通知します。

(5) 契約

- ① 契約の締結
事業実施予定者と提出された提案書を基本に、運営等の詳細について協議をした上で、【資料 5】「定期建物賃貸借契約書（案）」（以下「契約書」という。）に基づき、契約を締結します。
万一、事業実施予定者の辞退等があった場合は、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合があります。
- ② 契約関係規則等の確認
契約の締結に当たり、【資料 5】「定期建物賃貸借契約書（案）」を事前に確認してください。

(6) 事業実施予定者の決定の取消

事業実施予定者が次の事項に該当するときは、事業実施予定者の決定を取消し、

契約を締結しないことがあります。

- ① 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にできないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業実施予定者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ 事業実施予定者が、参加資格を満たさなくなったとき。

9. その他の注意事項等

- (1) 本提案に要する一切の費用（企画書の作成、契約の締結等）は、提案者（事業実施予定者）の負担とします。
- (2) 提出された提案書等に記載された個人情報、事業実施予定者の選定以外の目的で使用しません。
- (3) この公募に関し、未来館から受領又は閲覧した資料等は、未来館の了解なく公表又は使用してはなりません。
- (4) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、公募参加者が負うものとします。
- (5) 選定後、事業実施予定者の提案書等については、他の提案書を含め公表しません。
- (6) 納付済の使用料は、原則として返還しません。
- (7) 事業実施予定者は、本業務に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。
- (8) 本業務に関して第三者に損害を与えた場合は、事業実施予定者の責任および負担において解決するものとします。
- (9) 施設内のレイアウト変更等を行う場合は、事業実施予定者の負担とし、必ず事前に未来館の許可を受ける必要があります。

質 問 書			
			平成 年 月 日
会社名：		所属：	
代表者名：		担当者名：	
住所（連絡先）：		Tel： Fax： e-mail：	
件名	「日本科学未来館1階ミュージアムショップ運営業務に関する質問」		
質問対象 (該当に○印)	公募要領 ・ 仕様書 ・ 提案書作成要領 ・ その他		
項目番号			
質問（質問については、できるだけ一件の質問を5～6行にまとめること）			
*JST記入欄	受付日： 月 日	受付者：	受付番号：

* 欄は記入しないこと。

【様式2】

平成 年 月 日

独立行政法人科学技術振興機構
日本科学未来館 御中

参加希望届

件名：日本科学未来館1階ミュージアムショップ運営業務

この度、日本科学未来館における上記案件に参加を検討しておりますので、ここに参加希望届を提出いたします。

所在地	
会社名	
部署名	
担当者名	
連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)	

以上

【様式3】

平成 年 月 日

独立行政法人科学技術振興機構
日本科学未来館 御中

参加辞退届

件名：日本科学未来館1階ミュージアムショップ運営業務

この度、上記案件につきまして、平成 年 月 日付「参加希望届」を提出し、参加の検討をしまいましたが、都合により参加を辞退いたします。

所在地	
会社名	
部署名	
担当者名	
連絡先 (TEL) (FAX) (E-mail)	
辞退理由	

以上